

令和6年3月公表分（県民局・地域事務所）（業務委託）

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
1	備中県民局 建設部 河川激甚災害対策班	嘱託登記事務委託	令和5年10月31日	(公社)岡山県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 岡山市北区南方2-1-6	1,249,600	<p>用地買収を進めるためには買収予定地の分筆登記が不可欠であるが、そのためには測量法等に精通した高度な知識が必要であるとともに、登記嘱託手続きを行うための不動産登記法に精通した高度な知識が必要となる。</p> <p>よって、当該業務を確実に遂行するためには、上記法令に精通し高度な知識を有している土地家屋調査士の資格を有していることが必要不可欠である。</p> <p>また、当班が所管する河川激甚災害対策特別緊急事業等の買収予定地は膨大な筆数に及んでおり、当該事業を円滑に進めるためには、多数の買収予定地の嘱託登記事務を適正かつ迅速に処理する必要がある。</p> <p>公益社団法人岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、公共事業の実施に伴う不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量又はその登記の嘱託もしくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、当協会は160名の土地家屋調査士が社員であることから、多数の複雑かつ困難な案件を、短期間に適正かつ迅速に処理できる、岡山県内の唯一の法人である。</p>	第2号	
2	備中県民局 建設部 河川激甚災害対策班	嘱託登記事務委託	令和5年11月15日	(公社)岡山県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 岡山市北区南方2-1-6	1,249,600	同上	第2号	
3	備中県民局 建設部 河川激甚災害対策班	嘱託登記事務委託	令和5年11月20日	(公社)岡山県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 岡山市北区南方2-1-6	1,162,700	同上	第2号	
4	美作県民局 農林水産事業部 森林企画課	なくそう鳥獣被害！ 美作国づくり推進事業 新規狩猟者育成事業 (狩猟生活応援塾) に係る業務	令和5年9月5日	(株)野生鳥獣対策連携センター 兵庫県丹波市青垣町佐治94-2	3,300,000	<p>本事業の実施には、ニホンジカの生態等に関する高度な専門知識を持った指導員等による指導が必要であり、(株)野生鳥獣対策連携センターは研修会を適正に実施できる組織体制・指導員を有している。また、令和元年度・2年度に美作局管内で開催した美作地域鳥獣被害防止対策&捕獲入門セミナーで講師を務めているほか、平成30年度から令和4年度まで県主催の鳥獣被害対策専門講座の講師を引き受け、適正に履行している。さらに令和3年度・4年度に実施した当該業務(狩猟生活応援塾)を受託しており、美作局管内のシカの被害実態、行動などに精通していることから、本業務を確実に履行できる唯一の団体であり、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。</p>	第2号	